

## 船舶事故調査報告書

平成24年11月29日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗揚
発生日時	平成24年2月26日 05時30分ごろ
発生場所	徳島県鳴門市撫養港 鳴門市所在の大磯崎灯台から真方位169°450m付近 （概位 北緯34°10.5′ 東経134°38.5′）
事故調査の経過	平成24年2月27日、本事故の調査を担当する主管調査官（神戸事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 鳴漁丸、1.6トン TO3-17522（漁船登録番号）、個人所有 8.48m（Lr）×2.09m×0.76m、FRP ガソリン機関2基（船外機）、80kW及び60kW（動力漁船登録票による）、昭和63年6月25日
乗組員等に関する情報	船長 男性 62歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年5月14日 免許証交付日 平成18年7月7日 （平成24年5月14日まで有効） 甲板員 女性 61歳 操縦免許なし
死傷者等	死亡 1人（船長）、軽傷 1人（甲板員）
損傷	本船 船首部船底から船体中央部にかけて破口を伴う擦過傷、操舵室上部脱落 消波ブロック 擦過痕
事故の経過	本船は、船長及び甲板員が乗り組み、平成24年2月26日04時ごろ鳴門市粟津漁港を出港し、前日、撫養港内の2か所に仕掛けていた刺網を揚収した後、粟津港内の刺網設置場所に向かった。 船長は、操舵室の椅子に腰を掛けて手動操舵を行い、撫養港内の南北方向に設置された消波ブロック北端付近（以下「本件消波ブロック」という。）の東側（沖側）を本件消波ブロックに沿って約10ノットの

	<p>速力で南南西進中、本船が、05時30分ごろ、本件消波ブロックに乗り揚げ、左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>甲板員は、乗り揚げた衝撃で右舷方の海に投げ出された。</p> <p>本船は、付近を航行中の僚船に、転覆した状態で発見され、僚船が、本件消波ブロックにつかまっていた甲板員を救助したものの、本船の周辺には船長が見当たらなかったため、所属漁業協同組合に連絡し、同組合が、07時00分ごろ海上保安庁へ118番通報を行った。</p> <p>船長は、08時00分ごろ転覆した本船の操舵室内で発見されたが、死亡が確認され、溺死と検案された。また、甲板員は、救急車により病院に搬送され、顔面切創及び腰部打撲傷と診断された。</p> <p>本船は、僚船にえい航され、08時30分ごろ粟津漁港に帰港した。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 北西、風速 約10m/s、視界 良好</p> <p>徳島地方気象台の鳴門市における気象警報及び注意報の発表状況は、次のとおりであった。</p> <p>2月25日04時25分～2月27日04時06分 強風波浪注意報</p> <p>神戸海洋気象台の瀬戸内海における地方海上警報の発表状況</p> <p>2月24日23時40分～2月27日21時00分 海上風警報</p> <p>海象：海上 平穏、波高 約0.50～1.25m、潮汐 下げ潮の末期、潮高 約50cm、海水温度 約9℃</p> <p>日出時刻：06時35分</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、約40年にわたって漁業に従事し、ふだんは夕方に出港して刺網を投入し、翌朝に揚網しており、本件消波ブロック付近を航行する場合には、同ブロックから約20～30m離れた所を航行していた。</p> <p>本船には、自動操舵装置がなく、帰港後に陸揚げしたときの船外機の調速機の位置は、船尾部中央に取り付けた船外機（80kW）が前進及び予備の船外機（60kW）が中立となっていた。</p> <p>船長は、黒色のヤッケ（防寒用上着）と灰色のトレーナーを着用していたが、救命胴衣を着用していなかった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.40m、船尾約0.80mであった。</p> <p>本事故発生場所付近には、鳴門市里浦町の海岸線に沿って南南西方向に消波ブロック（1列当たり最長約300m）が12列設置されており、本件消波ブロックは、最北端に設置されたものであった。</p> <p>地元漁船は、消波ブロックに沿って航行する場合、消波ブロックと消波ブロックの東側（沖側）に設置された定置網との間を航行していた。</p>
<p>分析 乗組員等の関与</p>	<p>あり</p>

<p>船体・機関等の関与          気象・海象の関与          判明した事項の解析</p>	<p>なし          あり</p> <p>本船は、撫養港を南南西進中、船長が本件消波ブロックに接近して航行したことから、本件消波ブロックに乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、溺死した。</p> <p>本船が本件消波ブロックに接近して航行した状況及び船長が溺死した状況については、船長が死亡し、また、甲板員から情報が得られなかったため、明らかにすることはできなかった。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、夜間、本船が、撫養港を南南西進中、船長が本件消波ブロックに接近して航行したため、本件消波ブロックに乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・救命胴衣を着用すること。</li> </ul>